

平成 30 年度第 1 回大船渡市情報公開審査会 資料

平成 30 年 10 月 22 日

## 議事

### (1) 会長及び副会長の互選について

大船渡市情報公開審査会会長及び副会長の選任について、大船渡市情報公開条例第25条第1項の規定により、お諮りいたします。

大船渡市情報公開条例（抜粋）

（会長及び副会長）

第25条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (2) 大船渡市情報公開審査会の職務について

当審査会は、大船渡市情報公開条例に基づき、開示請求のあった行政文書の全部又は一部を非開示とする旨の決定について、開示請求者から行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合に、迅速かつ公平な救済手続を保証するために設置されるもので、不服申立てを受けた実施機関から非開示等の決定の是非についての諮問を受け、調査審議の上、当該実施機関に対して審査結果を答申します。

また、当審査会は、当市の情報公開制度に対して意見を述べることができます。

### 大船渡市情報公開条例（抜粋）

#### 第3章 大船渡市情報公開審査会 （設置等）

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、大船渡市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、この条例の実施に関し実施機関に意見を述べることができる。

#### （組織）

第23条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

#### （委員）

第24条 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

#### （会長及び副会長）

第25条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第26条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、第19条第1項の規定による諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第31条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について不服申立人等から閲覧の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めなければならない。

2 審査会は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第32条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第33条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第34条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第35条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。